

愛媛県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日時:令和2年3月26日(木)17:40～

場所:本館4階 ドーム会議室

議事次第

1. 開会

2. 議事

(1)国内の感染状況等について

(2)愛媛県新型コロナウイルス感染症対策本部の設置及び対策について

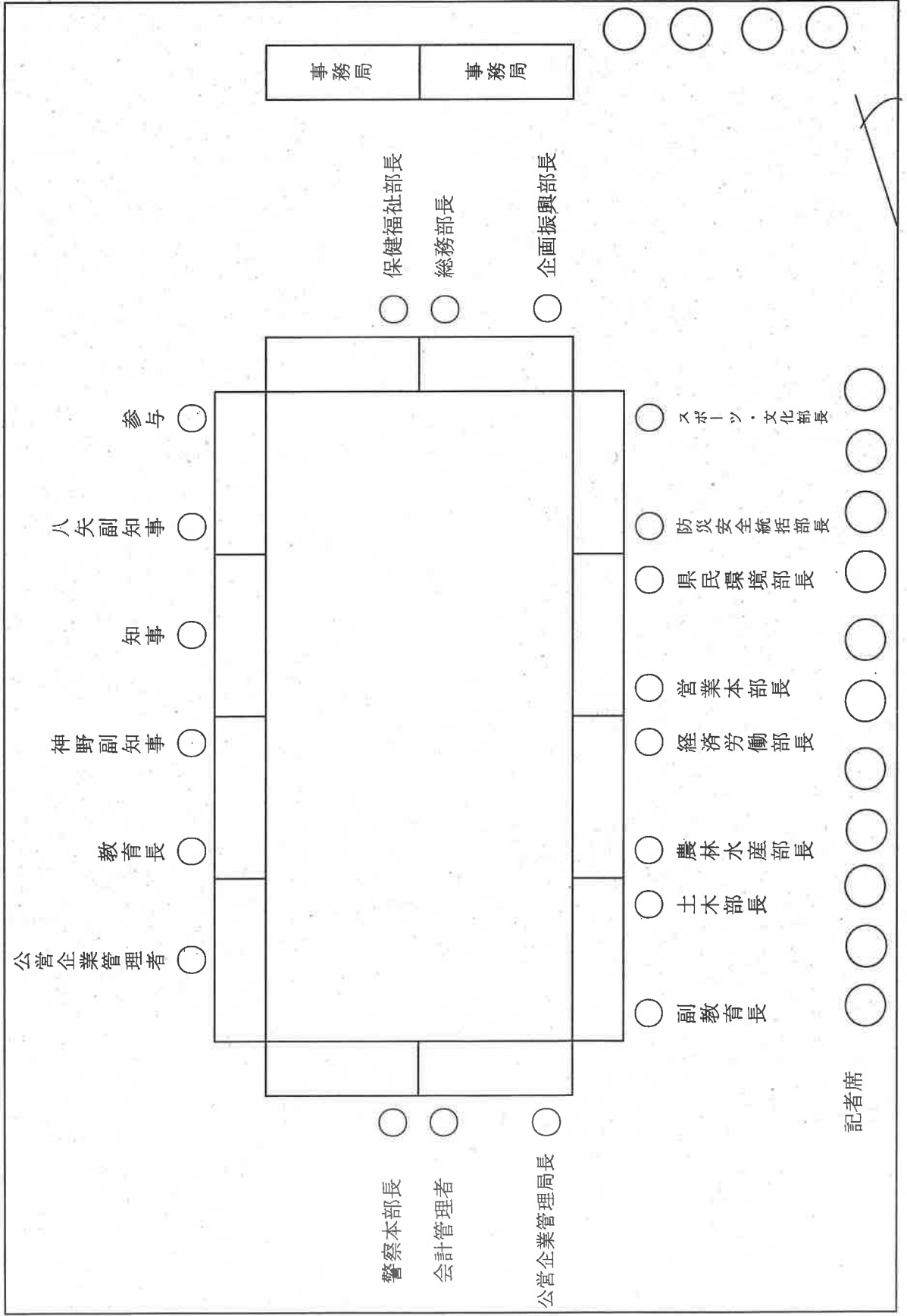
3. 閉会

愛媛県新型コロナウイルス感染症対策本部構成員名簿

職名	役職名	氏名
本部長	知事	中村 時広
副本部長	副知事	神野 一仁
副本部長	副知事	八矢 拓
本部付	教育長	三好 伊佐夫
本部付	公営企業管理者	兵頭 昭洋
本部付	参与	樋口 志朗
本部員	営業本部長	八十島 一幸
本部員	防災安全統括部長	福井 琴樹
本部員	総務部長	高橋 正浩
本部員	企画振興部長	金子 浩一
本部員	スポーツ・文化部長	高石 淳
本部員	県民環境部長	岸本 憲彦
本部員	保健福祉部長	山口 真司
本部員	経済労働部長	田中 英樹
本部員	農林水産部長	田所 竜二
本部員	土木部長	杉本 寧
本部員	会計管理者	菅 豊正
本部員	副教育長	武智 俊和
本部員	公営企業管理局長	佐伯 隆
本部員	警察本部長	篠原 英樹

愛媛県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 レイアウト（ドーム会議室）

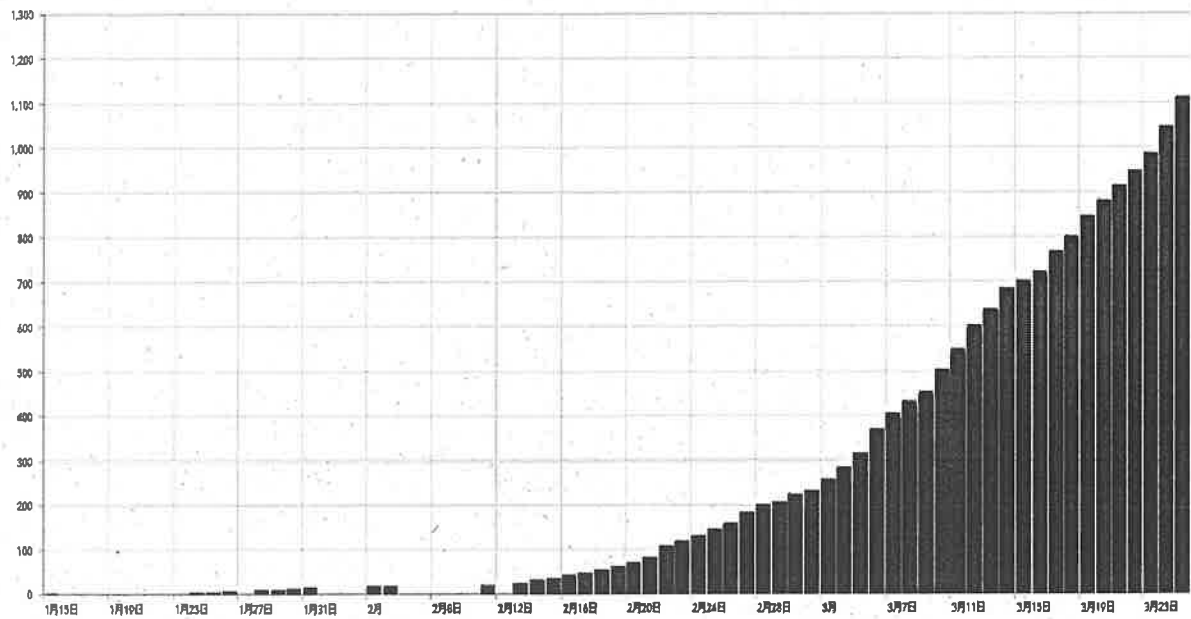
〔 R2.3.26（木） 17：40～ 本館4階 ドーム会議室 〕



新型コロナウイルス感染症 国内発生状況 (R2.3.25現在)

新型コロナウイルス感染症 国内事例 厚生労働省

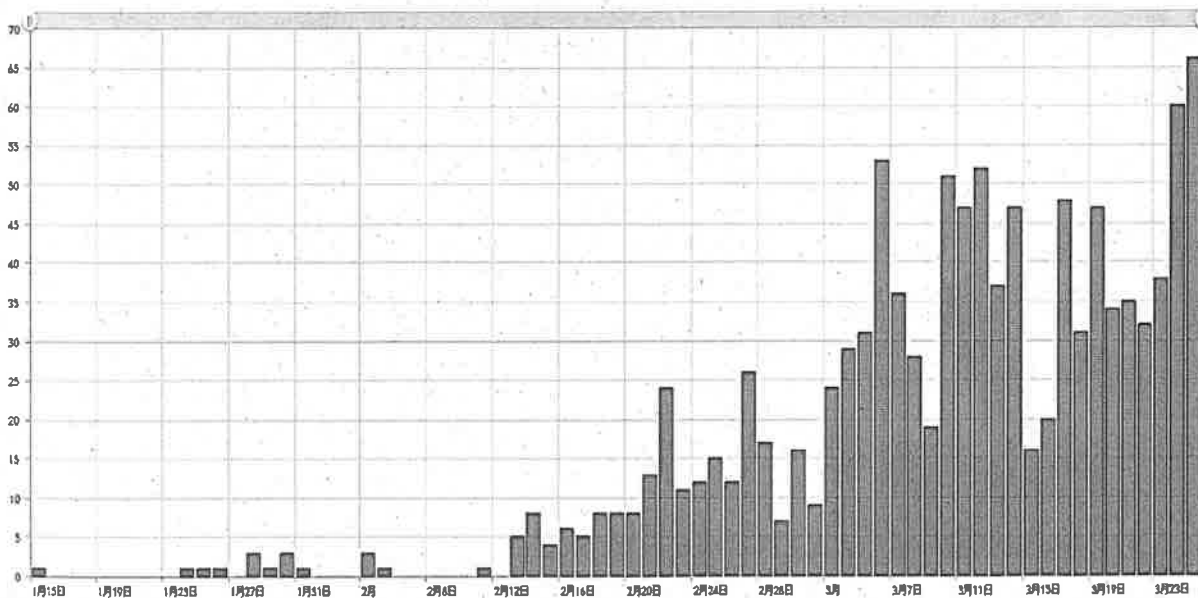
累計感染数



確定日の情報が調査中の事例は含まれていません。

新型コロナウイルス感染症 国内事例 厚生労働省

日次発生数



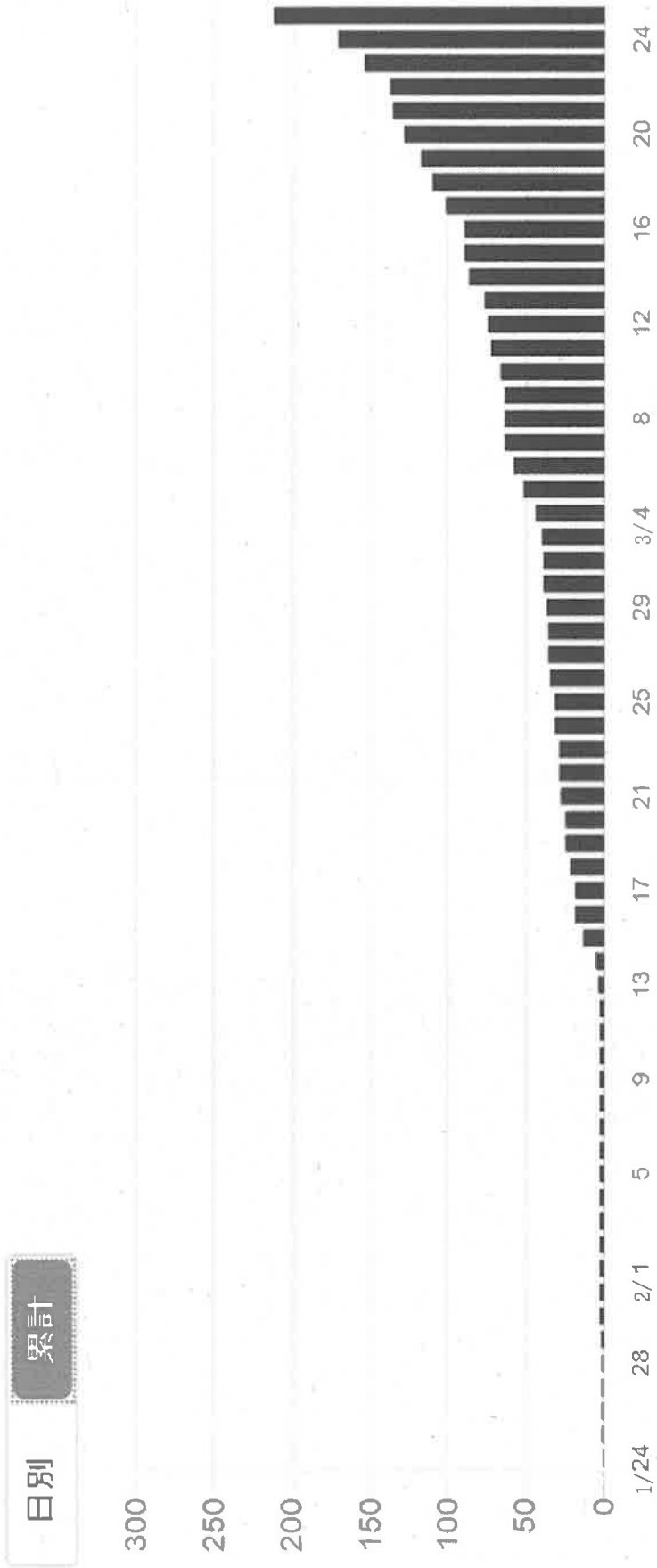
確定日の情報が調査中の事例は含まれていません。

東京都における陽性者数 (R2.3.25現在)

陽性患者数

212 人

3/25 累計値 (前日比: +41 人)



新型コロナウイルス等対策特別措置法の概要

～危機管理としての新型コロナウイルス及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症対策のために～

新型コロナウイルス及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

1. 体制整備等

(1) 行動計画の作成等の体制整備

- ① 国、地方公共団体の行動計画の作成、物資・資材の備蓄、訓練、国民への知識の普及
- ② 指定公共機関(医療、医薬品・医療機器の製造・販売、電力、ガス、輸送等を営む法人)の指定・業務計画の作成
権利に制限が加えられるときであっても、当該制限は必要最小限のものとすること
- (3) 発生時に国、都道府県の対策本部を設置、新型インフルエンザ等緊急事態に市町村の対策本部を設置
- (4) 発生時における特定接種(登録事業者(※)の従業員等に対する先行的予防接種)の実施
※医療提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の登録を受けているもの
- (5) 海外発生時の水際対策の確実な実施



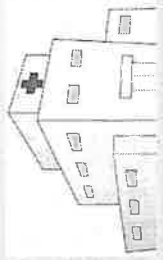
「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」

新型コロナウイルス等(国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものに限る)が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき



2. 「新型コロナウイルス等緊急事態」発生の際の措置

- ① 外出自粛要請、興行場、興行場、催物等の制限等の要請・指示(潜伏期間、治癒するまでの期間等を考慮)
- ② 住民に対する予防接種の実施(国による必要な財政負担)
- ③ 医療提供体制の確保(臨時の医療施設等)
- ④ 緊急物資の運送の要請・指示
- ⑤ 政令で定める特定物資の売渡しの要請・収用
- ⑥ 埋葬・火葬の特例
- ⑦ 生活関連物資等の価格の安定(国民生活安定緊急措置法等の確実な運用)
- ⑧ 行政上の申請期限の延長等
- ⑨ 政府関係金融機関等による融資等



新型コロナウイルス等発生時の流れと主な措置について

厚生労働大臣の新型コロナウイルス等の発生公表

※ WHOがフェーズ4を宣言

政府対策本部の設置

- 基本的対処方針の作成
- 特定接種(登録事業者(医療関係者、社会機能維持事業者)の従業員等に対する先行的予防接種)の実施
- 海外発生時の水際対策の的確な実施
- 現地対策本部の設置(必要に応じて)

都道府県対策本部の設置

- 特定接種の実施への協力
- 医師等への医療従事者の要請・指示等

＜市町村＞

【任意に対策本部設置可】

- ※ 法律に基づき対策本部ではない
- 特定接種の実施への協力

新型コロナウイルス等緊急事態宣言(国)

＜国＞

- まん延の防止に関する措置
 - ・ 住民に対する予防接種の実施指示
- 国民生活及び国民経済の安定に関する措置
 - ・ ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示
 - ・ 特定物資の売渡しの要請・収用

＜都道府県＞

- まん延の防止に関する措置
 - ・ 学校等の施設や興行場、催物の制限等の要請・指示
- 予防接種の実施への協力
- 医療等の提供体制の確保に関する措置
 - ・ 病院や、医薬品販売業者等である指定(地方)公共機関における診療、薬品等の販売
 - ・ 臨時の医療施設の開設、土地等の使用
- 国民生活及び国民経済の安定に関する措置
 - ・ ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示
 - ・ 特定物資の売渡しの要請・収用
 - 緊急時の埋葬・火葬

市町村対策本部の設置

- 予防接種の実施
 - ・ 住民に対する予防接種

新型コロナウイルス等緊急事態措置

国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得したこと等により当該疾病が新型コロナウイルス感染症と認められなくなった旨が公表された場合、本部廃止

緊急事態宣言が解除された場合、本部廃止

新型インフルエンザ等対策の実施に係る体制について【法第15～26条、34～37条】

- 国として整合性ある対策を効果的に実施するため、国及び地方公共団体に対策本部を設置
- 国及び都道府県は新型インフルエンザ等の発生時に設置【都道府県は、政府対策本部設置以前の任意設置可（法律に基づく対策本部ではない）。政府対策本部設置後は、海外発生期（国内未発生）でも47都道府県で設置】
- 市町村は緊急事態宣言以降に設置【それ以前の時点での任意設置可（法律に基づく対策本部ではない）。宣言以降は、緊急事態措置を実施すべき区域に入っていない市町村も、事前準備・対策推進のために設置】

政府対策本部（閣議決定）

指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関が、基本的対処方針に基づき実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進

- 基本的対処方針の策定、公表
- 新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等

政府対策本部長
(内閣総理大臣)

政府対策副本部長
(国務大臣)

政府対策本部長
(本部長・副本部長以外の全国務大臣)

都道府県対策本部

都道府県、市町村、指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進

- 都道府県内の新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等
- 国又は指定公共機関に対する職員派遣要請

都道府県対策本部長
(都道府県知事)

都道府県対策副本部長
(本部長から知事が指名)

都道府県対策本部長
(副知事、教育長、警視總監又は警察本部長、(特別区消防長)、知事に任命された都道府県職員)

市町村対策本部

市町村が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進

- 市町村内の新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等

市町村対策本部長
(市町村長)

市町村対策副本部長
(本部長から市町村長が指名)

市町村対策本部長
(副市町村長、教育長、消防長又は消防吏員、市町村長に任命された市町村職員)

感染を防止するための協力要請等について【法第45条】

新型コロナウイルス等緊急事態において、感染拡大をできるだけ抑制し、社会混乱を回避するため、以下のような措置を講じる。

1 不要不急の外出の自粛等の要請

○ 都道府県知事は、緊急事態において、住民に対し、期間と区域を定めて(※)、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことを含め、感染防止に必要な協力を要請することができる。

(※)潜伏期間、治癒までの期間及び発生状況を考慮して定めることとなるが、具体的な運用については、政府対策本部の基本的対処方針で統一した方針を示す予定。期間については、発生初期などに1～2週間程度を目安に実施することを想定。区域については、患者の発生状況や地域の社会経済的なつながり等を勘案して都道府県知事が判断(都道府県内のブロック単位等)。

2 学校、興行場等の使用等制限等の要請等

○ 都道府県知事は、緊急事態において、期間を定めて、学校、社会福祉施設、興行場等多数の者が利用する施設(注1)の管理者又はそれらの施設を使用して催物を開催する者に対し、施設の使用の制限等の措置(注2)を講ずるよう要請することができる。

(※)具体的な運用については、政府対策本部の基本的対処方針で統一した方針を示す予定。

注1 「施設」の具体的内容は、今後政令で規定。人の接触状況(利用人数、施設の大きさ)等を考慮。

注2 「措置」の具体的内容は、今後政令で規定。施設の使用制限・停止のみならず、マスク着用、咳エチケット等の基本的な感染予防策の実施の協力を含む。

○ 上記の場合において、正当な理由がないのに要請に応じないときは、要請を行った都道府県知事は、新型コロナウイルス等まん延防止等のために特に必要があると認めると認める場合に限り、施設の使用の制限等を指示することができる。(罰則なし)

○ 要請・指示を行ったときは、その旨を公表する。

緊急物資の運送、特定物資の売渡し要請等について【法第54条、第55条】

1 緊急物資の運送等（法第54条）

- 国の（地方）機関の長又は都道府県知事は、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、緊急物資の運送を要請することができる。【※場所・期日を併せて指定】
- 国の（地方）機関の長又は都道府県知事は、医薬品の販売業者等である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請することができる。【※場所・期日を併せて指定】
- 正当な理由がないのに要請に応じないときは、要請を行った都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため特に必要があると認められる場合に限り、輸送又は配送を指示することができる。

2 特定物資の売渡しの要請等（法第55条）

- 都道府県知事は、医薬品や食品等（※）について、所有者に対し、売渡しを要請できる。
- 上記の場合において、正当な理由がないのに要請に応じないときは、要請を行った都道府県知事は、特に必要があると認められる場合に限り、収用することができる。
- 緊急措置を実施するに当たり、医薬品や食品等（※）を確保するため緊急の必要があるときは、事業者に保管を命ずることができる。

※ 物資の範囲については政令で規定。

※ 緊急の必要があるとき又は都道府県から要請があったときは、国も実施可能。

愛媛県新型インフルエンザ等対策本部要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛媛県新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年愛媛県条例第11号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、愛媛県新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対策本部の設置等)

第2条 対策本部は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第22条の規定に基づき、内閣に新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）が設置されたときに、愛媛県新型インフルエンザ等対策行動計画に定めるところにより、直ちに設置する。

2 対策本部は、法第25条の規定に基づき政府対策本部が廃止されたときは、遅滞なく廃止する。

(対策本部)

第3条 法第23条第1項及び第2項第1号から第3号までに掲げる者のほか、愛媛県新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）には、次に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 公営企業管理者

(2) 参与

(3) 営業本部長

(4) 防災安全統括部長

(5) 愛媛県行政組織条例（平成7年愛媛県条例第17号）第2条の表各項に掲げる部及び局長

(6) 会計管理者

(7) 公営企業管理局長

(8) 副教育長

2 知事は、本部員のうちから、副知事の職にある者を愛媛県新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）に指名するものとする。

3 副本部長は、愛媛県新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 対策本部に愛媛県新型インフルエンザ等対策本部付（以下「本部付」という。）を置く。

5 本部付は、教育長、公営企業管理者及び参与の職にある者をもって充てる。

6 本部付は、本部長の特命に係る事項を処理するとともに、本部長を補佐する。

(事案対策部の設置及び組織)

第4条 対策本部を円滑に機能させるとともに、新型インフルエンザ等対策の企画立案等を行うため条例第4条第1項の規定により、対策本部に事案対策部を置く。

2 事案対策部に事案対策部長、事案対策副部長を置き、事案対策部長は保健福祉部長をもって充て、事案対策副部長は保健福祉部社会福祉医療局長、健康衛生局長及び衛生環境研究所長をもって充てる。

3 事案対策部に別表第1に掲げる班を置く。

4 事案対策部は、別表第2に掲げる者をもって構成し、別表第3に掲げる事務を所掌する。

5 班員は、各班長がそれぞれの部下職員のうちから指名する。

(対策支援部の設置及び組織)

第5条 対策本部の事務を支援するため、条例第4条第1項の規定により、対策本部に対策支援部を置く。

2 各対策支援部に部長及び構成員を置く。

3 部長及び構成員は別表第4に掲げる者をもって充て、別表第5に掲げる事務を所掌する。

(会議)

第6条 本部長は、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進を図るため、必要に応じて対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集し、主宰する。

2 会議は、本部長、副本部長、本部付及び本部員をもって構成する。

3 本部長は、必要があると認める場合は、国の職員その他県の職員以外の者を会議に出席させることができる。

(地方局対策本部の設置)

第7条 地域における新型インフルエンザ等対策の総合的かつ迅速確実な実施を図るため、地方局愛媛県現地新型インフルエンザ等対策本部（以下「地方局対策本部」という。）を設置する。

2 地方局対策本部の名称、位置及び管轄区域は、別表第6のとおりする。

3 地方局対策本部は、第2条の規定により対策本部が設置され、又は廃止された場合に設置し、又は廃止する。

4 地方局対策本部の組織及び所掌事務に関して必要な事項は各地方局が定める。

(庶務)

第8条 対策本部の庶務は、保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月13日から施行する。

別表第1（第4条関係）対策本部 事案対策部に設置する班

総務班
感染症対策班
医療対策班
医療資材・生活衛生班
検査班

別表第2（第4条関係）対策本部 事案対策部の職員

事案対策部の役職名		職員
事案対策部長		保健福祉部長
事案対策副部長		保健福祉部社会福祉医療局長 保健福祉部健康衛生局長 衛生環境研究所長
	総務班長	保健福祉課長
	感染症対策班長	健康増進課長
	医療対策班長	医療対策課長
	医療資材・生活衛生班長	薬務衛生課長
	検査班長	衛生研究課長

別表第3（第4条関係）対策本部 事案対策部の所掌事務

班名	所掌事務
総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策本部の設置、運営に関する事 ・ 対策本部の命令及び指示の伝達に関する事 ・ 地方局新型インフルエンザ等対策本部に関する事 ・ 他の地方公共団体等への指示、派遣等に関する事 ・ 住民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンターの設置に関する事
感染症対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染拡大防止の方針策定に関する事 ・ 感染症対策推進協議会の開催に関する事 ・ サーベイランスに関する事 ・ 積極的疫学調査の実施に関する事 ・ 厚生労働省に対する疫学、臨床等の専門家チーム派遣要請に関する事 ・ 健康相談窓口の設置に関する事

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民や関係機関に対する新型インフルエンザ等の情報提供に関すること ・ 個人予防策、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策の周知に関すること ・ 発生地域等への旅行延期勧告、出張回避要請に関すること ・ 感染症法に基づく患者に対する入院措置や同居者等の濃厚接触者に対する感染防止等の対応に関すること ・ 学校等の臨時休業の基準見直し、検討に関すること ・ 不要不急の外出自粛要請、施設の使用制限要請等に関すること ・ 海外発生段階における検疫所の水際対策の実施協力に関すること ・ 特定接種及び住民接種の実施に関すること ・ 帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来の設置に関すること ・ 医療機関に対する届出の要請に関すること ・ 検査試薬の確保及び検査体制の整備に関すること ・ 備蓄抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、供給に関すること ・ 指定（地方）公共機関等の事業継続に関すること
医療対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域医療体制の整備に関すること ・ 医療機関の空き病床数の把握及び共有システムの確立に関すること ・ 医療関係者に対する要請・指示・補償に関すること ・ 空き病床の利用に関すること ・ 臨時の医療施設の設置等に関すること
医療資材・生活衛生班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急物資（医薬品）の確保に関すること ・ ワクチンの確保等に関すること ・ 医療資機材の確保に関すること ・ 指定（地方）公共機関への医薬品、医療機器の緊急配送要請、指示に関すること ・ 抗インフルエンザウイルス薬の流通に関すること ・ 埋葬、火葬の特例に関すること
検査班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査体制の整備に関すること ・ 検査体制の確保及び検査の実施に関すること

別表第4（第5条関係）対策本部 対策支援部の部長及び構成員

対策支援部名	部長	構成員
総務支援部	総務部長	総務管理課長、人事課長、職員厚生室長、市町振興課長、私学文書課長、財政課長、税務課長
企画振興支援部	企画振興部長	総合政策課長、秘書課長、広報広聴課長、地域政策課長、交通対策課長
スポーツ・文化支援部	スポーツ・文化部長	地域スポーツ課
県民環境支援部	県民環境部長	県民生活課長、人権対策課長、消防防災安全課長、防災危機管理課長、環境政策課長、循環型社会推進課長、自然保護課長
保健福祉支援部	保健福祉部長	保健福祉課長、医療対策課長、健康増進課長、薬務衛生課長、子育て支援課長、障がい福祉課長、長寿介護課長
経済労働支援部	経済労働部長	産業政策課長、経営支援課長、観光物産課長、国際交流課長
農林水産支援部	農林水産部長	農政課長、農産園芸課長、畜産課長、水産課長
土木支援部	土木部長	土木管理課長、港湾海岸課長
出納支援部	会計管理者	会計課長
公営企業支援部	公営企業管理局長	総務課長、発電工水課長、県立病院課長
教育支援部	副教育長	教育総務課長、教職員厚生室長、保健体育課長、義務教育課長、高校教育課長、特別支援教育課長
警察支援部	警察本部長	警備課長

別表第5（第5条関係）対策本部 対策支援部の所掌事務

支援 部名	担当課	所掌事務
総務 支援部	総務管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・総務部内及び所管地方機関の総括及び連絡調整に関すること ・庁舎内における感染予防、まん延防止等に関すること ・公用車の管理に関すること
	人事課	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の動員に関すること ・職員の派遣要請等に関すること
	職員厚生室	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康管理に関すること
	市町振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・市町への情報提供に関すること ・市町の行財政支援に関すること
	私学文書課	<ul style="list-style-type: none"> ・私立学校（幼稚園を除く）、私立大学等における感染予防、まん延防止等に関すること ・私立学校（幼稚園を除く）、私立大学等における集団発生把握の強化に関すること ・私立学校（幼稚園を除く）、私立大学等に対する法に基づく要請（施設の使用制限等）に関すること
	財政課	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等対策に関する予算の総括に関すること ・県議会との連絡調整に関すること
	税務課	<ul style="list-style-type: none"> ・県税の納付相談（期限の延長等）に関すること
企画 振興 支援部	総合政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・企画振興部内の総括及び連絡調整に関すること ・国等への要望に関すること
	秘書課	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長及び副本部長の秘書に関すること
	広報広聴課	<ul style="list-style-type: none"> ・県民への情報提供に関すること ・報道機関への対応に関すること
	地域政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・国立大学、国立高等専門学校における感染予防、まん延防止等に関すること ・国立大学、国立高等専門学校における集団発生把握の強化に関すること ・国立大学、国立高等専門学校に対する法に基づく要請（施設の使用制限等）に関すること
	交通対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通事業者、松山空港等関係機関への情報提供及び情報収集に関すること ・公共交通事業者等への感染対策、公共交通機能確保等についての要請に関すること

		<ul style="list-style-type: none"> ・緊急物資等の輸送車両の確保に関する事
スポーツ・文化支援部	地域スポーツ課	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ・文化部内の総括及び連絡調整に関する事
県民環境支援部	県民生活課	<ul style="list-style-type: none"> ・県民環境部内及び所管地方機関の総括及び連絡調整に関する事 ・生活関連物資等の価格の安定対策に関する事 ・買占め等に対する県民相談窓口の設置に関する事 ・特定物資の売渡要請、収用、保管命令に関する事
	人権対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設（隣保館）における感染予防、まん延防止等に関する事
	消防防災安全課	<ul style="list-style-type: none"> ・各消防本部への消防・救急機能の維持確保対策との実施要請に関する事 ・消防防災ヘリコプターによる患者搬送体制の確保に関する事 ・消防団に対する地域の防災活動への協力要請に関する事 ・各消防本部への情報提供に関する事 ・LPガスの安定供給に関する事
	防災危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理体制に関する事 ・緊急物資の運送の要請、指示に関する事 ・災害備蓄物資の活用に関する事 ・自主防災組織に対する地域の防災活動への協力要請に関する事
	環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・水道の安定供給・安全性の確保に関する事 ・水道事業者への業務継続要請等に関する事
	循環型社会推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・市町におけるごみ処理業務継続要請等に関する事 ・市町におけるし尿処理業務の業務継続要請等に関する事 ・産業廃棄物処理業務の業務継続要請等に関する事
	自然保護課	<ul style="list-style-type: none"> ・野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査に関する事
保健福祉支援	保健福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉部内及び所管地方機関の総括及び連絡調整に関する事 ・低所得世帯等の生活維持支援に関する事 ・保護施設、県立医療技術大学における感染予防、まん延防止等に関する事 ・保護施設、県立医療技術大学における集団発生把握の強化に関する事

部		<ul style="list-style-type: none"> ・保護施設、県立医療技術大学に対する法に基づく要請（施設の使用制限等）に関する事
	医療対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関における感染予防、まん延防止等に関する事 ・医療関係団体に対する感染予防、まん延防止等への協力要請に関する事 ・看護師等養成所における感染予防、まん延防止等に関する事 ・看護師等養成所における集団発生把握の強化に関する事 ・看護師等養成所に対する法に基づく要請（施設の使用制限等）に関する事
	健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦、乳幼児、難病患者等の支援に関する事
	薬務衛生課	<ul style="list-style-type: none"> ・食品関係営業施設における感染予防、まん延防止等に関する事 ・生活衛生関係営業施設における感染予防、まん延防止等に関する事 ・生活衛生関係営業施設に対する法に基づく要請（施設の使用制限等）に関する事 ・薬事団体に対する感染予防、まん延防止等への協力要請に関する事
	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・親又は養育者の罹患に伴う子どもの施設への入所措置に関する事 ・児童福祉関係施設及び私立幼稚園における感染予防、まん延防止等に関する事 ・児童福祉関係施設及び私立幼稚園における集団発生把握の強化に関する事 ・児童福祉関係施設及び私立幼稚園に対する法に基づく要請（施設の使用制限等）に関する事
	障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の支援に関する事 ・障がい者関係施設における感染予防、まん延防止等に関する事 ・障がい者関係施設における集団発生把握の強化に関する事 ・障がい者関係施設に対する法に基づく要請（施設の使用制限等）に関する事
	長寿介護課	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の支援に関する事 ・高齢者関係施設における感染予防、まん延防止等に関する事 ・高齢者関係施設における集団発生把握の強化に関する事 ・高齢者関係施設に対する法に基づく要請（施設の使用制限等）に関する事

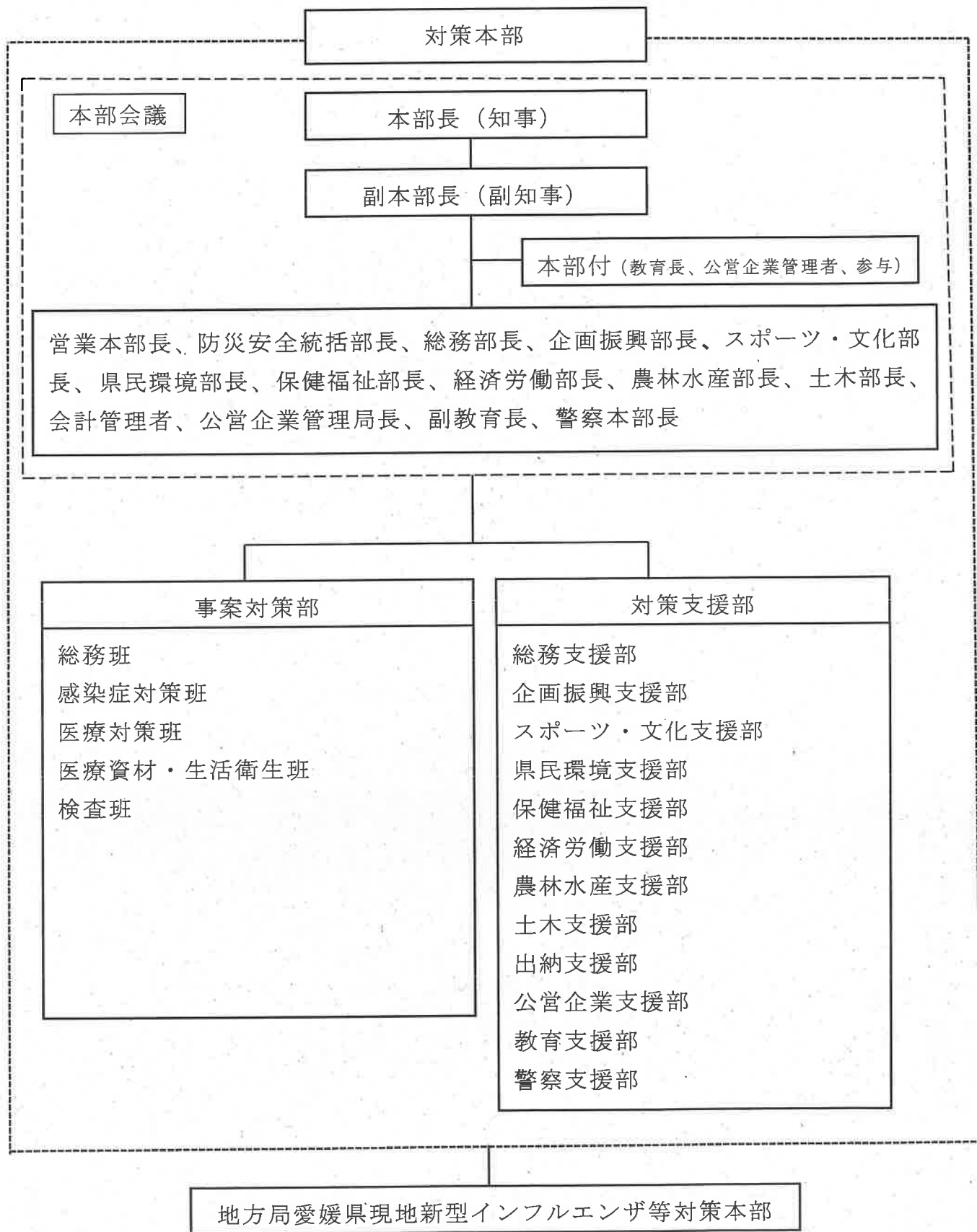
経済労働支援部	産業政策課	・経済労働部内及び所管地方機関の総括及び連絡調整に関すること
	経営支援課	・民間事業所の業務継続要請等に関すること ・経営相談や金融支援等の紹介等に関すること ・生活必需品等の安定供給、流通の確保に関すること
	観光物産課	・旅行業関係者等への情報提供及び情報収集に関すること
	国際交流課	・県内在住外国人への情報提供、相談窓口設置に関すること ・発生地域へ渡航する方への注意喚起等に関すること ・不要不急の渡航延期の周知に関すること ・流行地域における人的交流を伴う国際交流事業の自粛に関すること ・検疫所との連携による情報収集に関すること
農林水産支援部	農政課	・農林水産部内及び所管地方機関の総括及び連絡調整に関すること ・農業関係団体への食料流通の維持確保の要請に関すること
	農産園芸課	・農産物の流通の維持確保の要請に関すること
	畜産課	・家畜の異常の有無に関する情報収集に関すること ・畜産関係団体への家畜・畜産物の流通の維持確保の要請に関すること
	水産課	・水産加工関係団体への食料流通の維持確保の要請に関すること
土木支援部	土木管理課	・土木部内の総括及び連絡調整に関すること
	港湾海岸課	・外航船の県内港湾への入出港予定情報の収集、国等関係機関への情報提供に関すること ・県内港湾を利用する船舶会社や乗客等への情報提供に関すること ・検疫所との連携による情報収集に関すること ・緊急物資の運送に関すること
出納支援部	会計課	・出納局内の総括及び連絡調整に関すること ・物品の調達に関すること
公営企業支援部	総務課	・公営企業管理局内の総括及び連絡調整に関すること
	発電工水課	・電気、水道の安定供給に関すること
	県立病院課	・県立病院での医療に関すること ・院内感染対策に関すること
教育支援部	教育総務課	・教育委員会事務局内の総括及び連絡調整に関すること ・教育委員会関係の報道機関への対応に関すること
	教職員厚生室	・教育委員会事務局及び教育機関職員の健康管理に関すること

教育支援部	保健体育課	<ul style="list-style-type: none"> ・公立学校における感染予防、まん延防止等に関する事 ・公立学校における集団発生把握の強化に関する事 ・公立学校に対する法に基づく要請（施設の使用制限等）に関する事
	義務教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・市町立学校等の幼児、児童、生徒の学習の確保及び修学旅行等学校行事に関する事
	高校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・県立学校（特別支援学校を除く。）の生徒の学習の確保及び修学旅行等学校行事に関する事 ・県立学校（特別支援学校を除く。）の運営体制に関する事 ・入学者選抜試験における受験生への配慮に関する事 ・留学中の生徒に関する事
	特別支援教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・県立特別支援学校の児童生徒の学習の確保及び修学旅行等学校行事に関する事
警察支援部	警備課	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第33条の規定に基づき、知事が交通の制限又は遮断を実施する場合の支援、助言に関する事 ・医療、薬局及び周辺における警戒活動に関する事 ・混乱に乗じた各種犯罪の防止に関する事 ・在宅死亡者の検視業務の円滑化を図るための警察医との連携強化や、他県警察への応援派遣要請に関する事
各支援部共通		<ul style="list-style-type: none"> ・出先機関や国、市町など関係機関に対する情報収集及び情報提供に関する事 ・各所属及びその出先機関における職員の感染予防及びまん延防止等に関する事 ・各所属及びその出先機関における業務継続の実施に関する事 ・所管施設、関係事業者、関係団体における感染予防、まん延防止に関する事 ・所管施設、関係事業者、関係団体に対する法に基づく要請（施設の使用制限等）に関する事 <p>【新型インフルエンザ等緊急事態宣言が出ている場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民等が集まる県主催の集会やイベントについて、県が法に基づき行う要請（外出自粛、施設の使用制限等）の内容を踏まえた対応に関する事。

別表第6（第7条関係） 地方局対策本部の名称、位置及び所管区域

名称	位置	所管区域
東予地方局愛媛県現地 新型インフルエンザ等対策本部	東予地方局	四国中央市、新居浜市、西条市、 今治市及び上島町
中予地方局愛媛県現地 新型インフルエンザ等対策本部	中予地方局	松山市、伊予市、東温市、久万高 原町、松前町及び砥部町
南予地方局愛媛県現地 新型インフルエンザ等対策本部	南予地方局	大洲市、八幡浜市、西予市、宇和 島市、内子町、伊方町、松野町、 鬼北町及び愛南町

【参考】 新型インフルエンザ等対策本部組織図



愛媛県へ転入される皆様へ

《新型コロナウイルス感染防止のためのお願い》

現在、愛媛県では、新型コロナウイルスへの感染を防ぐため、県民の皆様に必要なことをお願いしています。愛媛県に転入された皆様もご注意ください。

基本的な感染防止策の徹底を！

- ▼ 咳エチケットや手洗いを励行してください。
- ▼ バランスの良い食事や適度な休養を取り、一人一人が健康管理に気を付けてください。
- ▼ 換気が悪く、人が密に集まる空間を避けてください。

咳や発熱などの症状がある方は・・・

- ▼ 発熱等の風邪症状がある場合は、できる限り外出を控えてください。
- ▼ 次のような症状があるなど、感染が疑われる方は、帰国者・接触者相談センターへご相談ください。

◎風邪の症状や37.5℃以上の熱が4日以上続いている方
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます。)

◎強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方

※ただし、高齢者や基礎疾患等のある方は、上記の状態が2日程度続く場合

◎国内外の感染が多発している地域や施設を2週間以内に訪れ、
風邪の症状がある方

- ▼ 新型コロナウイルス感染症に関する一般的なご相談は、コールセンター(一般相談窓口)でお受けしています。

一般相談窓口	帰国者・接触者相談センター
089-909-3468	089-909-3483

新型コロナウイルス感染症に関する情報は、愛媛県のホームページでご確認ください。
<https://www.pref.ehime.jp/h25500/kansen/covid19.html>



新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をおねがいします



を避けて
外出しましょう!



①換気の悪い
密閉空間



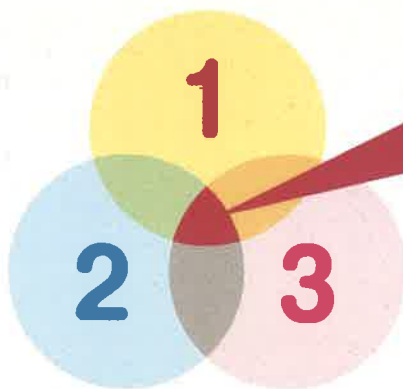
②多数が集まる
密集場所



③間近で会話や
発声をする
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
イベントや集会で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろう場所が
クラスター(集団)発生の
リスクが高い!

※3つの条件のほか、共同で使う物品には
消毒などを行ってください。



